

鶴巣小学校 新しい生活様式ガイドライン

令和4年12月改正

活動時間	対 応		◆児童 ◇職員等
登校前	<ul style="list-style-type: none"> ◆検温・健康チェック(保護者サイン) ◆ハンカチ・ティッシュ持参 ◆予備マスク(ランドセルの中) ◆登下校時はマスクを外すことも可 ◆人と十分な距離を確保し、会話を控える ◆スクールバス等の乗車 	<ul style="list-style-type: none"> ○発熱、喉の痛み、咳、下痢、息苦しさ、全身倦怠感、嗅覚・味覚異常等の有無 ・マスクの着用 ・会話を控える ・登校後、速やかに手洗い ・手すりなどに触れた手で、目や鼻、口に触れない 	<ul style="list-style-type: none"> ○発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養する 感染等の事由が生じた場合 <p>↓</p> <p>出席停止等の対応を行う</p>
登校時	<ul style="list-style-type: none"> ◇健康チェックカードの確認 ◇児童の健康状態を把握 (検温していない児童は、玄関で検温する) ◆マスクの着用 ◆手洗い・アルコール消毒 	<ul style="list-style-type: none"> ◇欠席や遅刻・早退児童の健康状態を、教職員で情報共有 ◇マスクを忘れた児童には配布 	<p>体調不良者の対応</p> <p>↓</p> <p>○発熱・咳等の体調不良者は保護者に連絡し早退させる</p>
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ◆手洗い(体育館での遊びの後) ◇健康観察(担任) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇健康観察結果を管理職に報告 (養護助) 	
授業	<ul style="list-style-type: none"> ◆マスクの着用 ◇座席の間隔を1m以上とる ◆実技や実習を伴う授業は、授業の前後に手洗い(共有の物に接触した場合など) (手指消毒も可) 	<p>感染症防止の基本</p> <ol style="list-style-type: none"> ①手洗い (手指消毒も可) <ul style="list-style-type: none"> ・流水と石けんで、こまめに、ていねいに(30秒程度)洗う 外から教室に入るとき・トイレの後・清掃の後・食事の前後 咳やくしゃみ、鼻をかんだとき・たくさん的人が使うものを触ったとき ②マスクの着用 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的距離が確保できない場合は、原則としてマスクを着用 ただし、会話を殆ど行わないような場合は外してもよい ・健康被害が発生するおそれがあるときは外す ③密閉・密集・密接を避ける <ul style="list-style-type: none"> ・人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空ける ・身体接触活動の制限(握手、ハイタッチ、肩を組む等) ・会話は近距離を避け、大声での会話を控える ・換気は気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする)2方向の窓を同時に開ける(エアコン使用時においても換気する) 	
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ◆マスクの着用 ◆密集密接を避ける ◆近距離での会話を控える ◆休み時間後の手洗い 		
給食	<ul style="list-style-type: none"> ◆手洗い・アルコール消毒 ◆給食当番:健康チェック ◆一方向を向き、大声での会話を控える ◇配膳台、テーブルの消毒 		
掃除	<ul style="list-style-type: none"> ◆マスクの着用 ◆掃除後の手洗い ◇換気の良い状況 ◇教室や多数が触れる場所の消毒 		
下校後	<ul style="list-style-type: none"> ◇教室や多数が触れる場所の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ドアノブ、取っ手、スイッチ、手すり等 (毎日1回以上) 	
帰宅後	<ul style="list-style-type: none"> ◆手洗い ◆感染リスクの高い場所への外出は控える ○抵抗力を高める:十分な睡眠・適度な運動・バランスのとれた食事 		

心のケア	<ul style="list-style-type: none"> ◇新型コロナへの心配や不安が軽減されるよう、心のケアに配慮 ◇スクールカウンセラー等による支援を行い、心の健康問題に適切に取り組む
差別偏見	<ul style="list-style-type: none"> ◇体調不良の児童が差別的扱いを受けることのないように配慮 (マスク着用の有無による差別・偏見を含む) ◇偏見や差別につながるような言動に対して、毅然とした態度で対応 ◇保護者等から初期症状に関する相談・連絡があった場合、個人情報の管理を徹底 ◇罹患した場合であっても、感染者が特定されることのないよう十分配

※今後の状況により対応内容を追加・修正の場合あり